

講座欠席者・遅刻者への対応(案)

【現行】

■欠席者及び遅刻者への対応については、第4回協議会において、やむを得ない理由によるものかを審査委員会が判断して、決定することとなっている。

⇒審査委員会を開催するまで、欠席者及び遅刻者の対応が決まらない状態であり、受講者側からすると、残りの講座を出席するか否かの判断がつかない。

※やむを得ない理由の場合は、次回の講座受講のために残りの講義を受講する必要がある。

【対応(案)】

<欠席>

■欠席時のやむを得ない理由の判断は、**審査委員会委員長が判断**することとする。

※他の審査委員会委員へ対応を確認することも可能とする。

■やむを得ない理由と判断された場合の対応は下記のとおり

- 次回のME基礎コース開催時に、未受講の講座のみ受講してもらう。(※受講料は無料)
- 受講を確認し、「受講修了証」を付与する。
- 併せて、「認定試験」の受験を可能とする。

■欠席日数の範囲

- 講座が1週間間隔で実施されていることを考慮し、2日以内とする。

<遅刻>

■遅刻については、**理由を問わず一限目の講義開始から20分経過時点**で指定された席にいない場合は、当該講座を**未受講**として取り扱う。

■遅刻した場合の対応は下記のとおり。

- 次回のME基礎コース開催時に、未受講の講座のみ受講してもらう。(※受講料は無料)
- 受講を確認し、「受講修了証」を付与する。
- 併せて、「認定試験」の受験を可能とする。

■二限目以降に遅刻した場合は、その日一日を欠席したものとし、上記欠席の取り扱いと同様とする。

※やむを得ない理由の例(所属の長からの欠席・遅刻届けまたは遅延証明書、診断書等の提出を必須とする)

- 大雪、事故等による公共交通機関の乱れ。
- 不慮の事故。(交通事故、怪我)
- 病気による入院。(突発的に発症したもの)
- 流行性の感染症。(感染症法の対象となる感染症)
- 3親等以内の忌引き。
- その他やむを得ないと審査委員会が判断した場合。